附属書二 (第二章関係) 第二十条及び第二十二条の規定に関連するペルーの措置

1 第二十条及び第二十二条1の規定は、ペルーがとる措置であって、次に掲げるものについては、 適用し

ない。

(a) 中古の衣類及び履物に関する措置であって、二千五年五月二十三日の法律第二八五一四号及びその修

正に基づくもの

(b) 中古車並びに中古の自動車用のエンジン、 部品及び補充品に関する措置であって、千九百九十六年八

月三十日の政令第八四三号、二千年九月二十日の緊急政令第〇七九-二〇〇〇号及び二千八年十二月十

八日の緊急政令第○五○−二○○八号並びにそれらの修正に基づくもの

(c) 中古のタイヤに関する措置であって、千九百九十七年六月七日の大統領令第〇〇三-九七-SA号及

びその修正に基づくもの

(d) 放射性物質をエネルギー源として使用する中古の産品、 機械及び設備に関する措置であって、二千二

年六月十九日の法律第二七七五七号及びその修正に基づくもの